

議案第40号

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院規則の一部を改正する規則の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の防疫等作業手当の特例として新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置したことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症のまん延防止作業手当の特例）

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、感染症のまん延防止作業手当として防疫等作業手当を支給する。
- 4 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。
 - （1）次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円
 - （2）新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業1日につき 4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は令和2年4月1日から適用する。

(議案第40号) 二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1・2 (略) <u>(感染症のまん延防止作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、感染症のまん延防止作業手当として防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</u> <u>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円</u> <u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業1日につき 4,000円</u></p>	<p>附 則 1・2 (略)</p>